

目 次

改訂版の発刊に際して

熱塩加納村長 山口信也

発刊のことば

熱塩加納村教育委員会教育長 小林正守



文化財愛護シンボルマーク

文化庁では、文化財愛護運動を推し進めるための旗じるしとしてのシンボルマークを定め、昭和41年5月30日の文化財保護法公布記念日に発表しました。

このシンボルマークは、ひろげた両手の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗拱(組みもの)のイメージを表わし、これを3つ重ねることにより文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

指定文化財	13	9
国指定		
県指定		
村指定	21	19
村文化財保護条例		
文化財と保護		
文化史編		
一、先史時代	42	
二、古代のあらまし	49	
三、中世のあらまし	52	
四、近世のあらまし	55	
五、神社	59	
六、寺堂	63	
七、その他の重要文化遺産	67	
自然編		
地形		
動植物	80	
民俗編		
民俗文化財	83	
参考資料		
文化史年表	86	
石造文化財一覧表	86	
民俗文化財地図	92	
小字地名表	109	
編集を終えて	125	

熱塩加納村文化財保護審議会会長 佐原義春